

見積依頼公告

下記のとおり、随意契約・オープンカウンター方式による見積合わせに付します。

令和7年10月20日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 堤 秀 昭

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 京都地方法務局ほか9庁舎建築物等定期点検業務
- (2) 契約内容 契約書及び仕様書による。
- (3) 実施場所 仕様書による。
- (4) その他 仕様書、見積合わせ説明書（以下「説明書」という。）及び「京都地方法務局オープンカウンター方式実施要領」（以下「実施要領」という。）等の配布書類（以下、「仕様書等」という。）を熟読の上、見積書を作成すること。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条の「特別の理由」がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）で、「役務の提供等」のD以上の等級に格付された近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格として次の資格を有する者であること。

ア 警察当局から、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国の発注業務等からの排除要請があり、その状態が継続している者

でないこと。

イ 本公告、仕様書等において定める応札条件を満たす者であること。

3 仕様書等の配布場所、問い合わせ先及び配布期間

(1) 配布場所及び問合せ先

〒602-8577

京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地

京都地方法務局会計課施設係（担当：政所）

電 話 075-231-0180（直通）

電子メール t-mandokoro5bd@moj.go.jp

なお、仕様書等（PDFファイル）は、電子メールで請求することができる（請求者氏名、住所及び電話番号（法人の場合は法人名、担当者名、所在及び電話番号）を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。）。

(2) 配布期間

公告日から令和7年10月24日（金）まで（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く平日の午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時00分までとする。）

4 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 事前提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類をあらかじめ提出すること。なお、各書類の詳細については説明書による。

ア 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し 1部

ただし、当局の随意契約登録者名簿に登録された者は、不要とする。

イ 「誓約書（役員等名簿添付）」 1部

契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でない者であることを証するもの。

ウ 「価格証明書」 1部

仕様書記載の具体的内容に沿った定価ベースによる庁舎ごとの積算内訳（単価等）を記載したもの。

(2) 提出方法 持参、郵送又はメールにより提出すること。郵送による場合は、提出期限内必着で書留郵便又はレターパックプラスにより

提出すること。

(3) 提出期限 令和7年10月29日(水)午後5時00分まで

(4) 提出場所 上記3(1)のとおり

5 見積書提出期限等

(1) 提出期限 令和7年10月31日(金)午後5時00分

(2) 提出方法 持参、郵送により提出すること。郵送による場合は、提出期限内必着で書留郵便にて提出すること。

(3) 提出場所 上記3(1)のとおり

6 見積合わせの日時

日時 令和7年11月4日(火)午前9時00分(非公開)

7 契約の相手方の決定

見積書を提出した者であって、予決令第79条の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

8 見積書の様式

見積書は当局が指定した様式とする。詳細は、説明書による。

9 見積書の記載

見積書には、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を加算した金額を記載すること。

なお、免税事業者の場合は、その旨を見積書提出までに申し出ること。

10 見積書の無効

この公告に示した見積合わせ参加に必要な資格等のない者のした見積り及び見積合わせに関する条件並びに説明書、仕様書、実施要領等に違反した見積りは、無効とする。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

詳細は、説明書及び仕様書による。

以 上